

奈良県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、林堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	西川 善裕	葛城市林堂一七一五
〃	安川 盛久	〃 三七六
〃	吉村 愛子	大和高田市東中一―七―二八
〃	西川 知晴	葛城市林堂三六一三
〃	安川 正光	〃 一九五―一
〃	阪口 比登志	〃 七〇―一
監事	木原 光一	〃 一八三―一
〃	西川 惠津子	〃 三五―二

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	西川 善裕	葛城市林堂一七一五
〃	安川 登	〃 一八九
〃	西川 知晴	〃 三六一三
〃	吉岡 祥博	〃 二七九―一
〃	安川 倭子	〃 二七五
〃	吉村 卓巳	〃 二六四
監事	木原 光一	〃 一八三―一
〃	木原 輝美	〃 三八一